

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

会場

豊島税務署 [\(案内図\)](#)

所在地

豊島区西池袋3-33-22

最寄り駅

JR、西武池袋線、東武東上線、東京メトロ丸ノ内線・有楽町線・副都心線、いずれも池袋駅の地下道・C3出口から徒歩3分、又は西口から徒歩7分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は開場します。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時15分から午後5時まで

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 豊島税務署 [\(案内図\)](#)

所在地 豊島区西池袋3-33-22

最寄り駅 JR、西武池袋線、東武東上線、東京メトロ丸ノ内線・有楽町線・副都心線、いずれも池袋駅の地下道・C3出口から徒歩3分、又は西口から徒歩7分

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時15分から午後5時まで

※ 日曜日は多くの方が来場されます。会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出**(送付)していただきますよう、お願いします。詳しくは、以下をご覧ください。

[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)

- 書類を郵送で提出される場合は、豊島税務署(〒171-8521 東京都豊島区西池袋3-33-22)へ送付していただきますようお願いいたします。

その他

- 上記開設期間の前でも相談を受け付けております。
- 税務署内の駐車場は、令和7年2月17日(月)から3月17日(月)までの期間はご利用いただけませんので、お車での来署はご遠慮ください。